

令和7年度第3回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
令和8年1月23日（金）
午後2時00分～午後3時40分
調布市国領町3丁目8番地1
（公財）調布ゆうあい福祉公社 活動室2
- 2 理事の現在数 7名
- 3 定足数 4名
- 4 出席理事数 6名
- 5 審議事項
議案第18号 専決処分の承認について（特別寄附の受入れ及びその取扱いについて）
議案第19号 専決処分の承認について（職員就業規則の改正）
議案第20号 専決処分の承認について（職務限定職員就業規則の改正）
議案第21号 専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）
議案第22号 専決処分の承認について（ホームヘルパー就業規則の改正）
議案第23号 専決処分の承認について（職員の育児休業等に関する規程の改正）
議案第24号 専決処分の承認について（給与規程の改正）
議案第25号 専決処分の承認について（令和7年度収支補正予算第1号）
議案第26号 専決処分の承認について（令和7年度収支補正予算第2号）
議案第27号 専決処分の承認について（令和7年度収支補正予算第3号）
議案第28号 専決処分の承認について（令和7年度収支補正予算第4号）
議案第29号 令和7年度第2回臨時評議員会の招集について
- 6 報告事項
報告第4号 運営状況の報告について
報告第5号 令和7年度上半期苦情解決状況について
報告第6号 令和7年度上半期事故報告について
- 7 協議事項
協議第1号 令和8年度事業計画（素案）について
協議第2号 令和8年度収支予算（素案）について

(1) 会議成立の報告

冒頭に定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 議事録署名人の確認

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(3) 審議事項

- ア 議案第18号 専決処分の承認について（特別寄附の受入れ及びその取扱いについて）

事務局より次のように説明があった。

「本件は、特別寄附として、配食用小型電気自動車の受け入れについて、提案するものである。

寄贈者である公益財団法人みずほ教育福祉財団より、配食用小型電気自動車 1 台の寄贈を受けた。当該電気自動車については、使用目的が特定されているため、寄附金等取扱規程第 9 条に定める特別寄附に該当する。このため、同規程に基づき、理事会の承認を求めらるるものである。

なお、寄贈日は令和 7 年 9 月 22 日である。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

イ 議案第 19 号 専決処分の承認について（職員就業規則の改正）

ウ 議案第 20 号 専決処分の承認について（職務限定職員就業規則の改正）

エ 議案第 21 号 専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）

オ 議案第 22 号 専決処分の承認について（ホームヘルパー就業規則の改正）

カ 議案第 23 号 専決処分の承認について（職員の育児休業等に関する規程の改正）

議案第 19 号から議案第 23 号までは、「育児・介護休業法の改正」に伴う各就業規則の改正に係るものであるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

【議案第 19 号 専決処分の承認について（職員就業規則の改正）】

「令和 7 年 10 月 1 日より、育児・介護休業法の改正に伴い、柔軟な働き方を実現するための措置を定める必要があるため、職員就業規則を改正する。

改正の主な内容としては、柔軟な働き方を実現するための措置を「育児休業等に関する規程」に定めることを明記している。

新旧対照表、第 41 条の 9 で、柔軟な働き方を実現するための措置は「育児休業等に関する規程」に定めることを明記している。

施行日は令和 7 年 10 月 1 日である。」

【議案第 20 号 専決処分の承認について（職務限定職員就業規則の改正）】

「同じく、育児・介護休業法の改正に伴い、柔軟な働き方を実現するための措置を定める必要があるため、改正する。

改正の主な内容も、同様である。」

【議案第 21 号 専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）】

「先ほどと同様に、改正を行っている。」

【議案第 22 号 専決処分の承認について（ホームヘルパー就業規則の改正）】

「先ほどと同様の内容を改正している。」

【議案第 23 号 専決処分の承認について（職員の育児休業等に関する規程の改正）】

「改正の理由は、先ほどと同様である。

改正の主な内容は、これまで、育児休業や育児短時間制度を 3 歳まで定めているが、柔軟な働き方を実現するための措置として、調布市の規則に準じて、3 歳から小学校就学前まで、養育両立支援休暇もしくは短時間勤務制度を選択して利用できることを定めた。新旧対照表、第 21 条第 3 項（1）で養育両立支援休暇を、1 年につき 10 日を限度に使

用できることを定めている。第4項において、短時間勤務制度として1日に2時間を超えない範囲で短縮できることを定めている。」

議案第19号から議案第23号については、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

キ 議案第24号 専決処分の承認について（給与規程の改正）

事務局より次のように説明があった。

「本改正は、調布市の給与改正に伴い、公社職員の給与を改めるもので、施行日は令和8年1月1日、適用日を令和7年4月1日とし、専決処分を行っている。

新旧対照表の公社職員給与表において、調布市に準じて、昨年に引き続き、全号級の引き上げとなり、今回の改定は、人材確保の観点から、初任給を大幅に引き上げるなど、若年層に重点を置いた改定であること、また、管理職についても、全体の平均改定率を上回る重点的な引き上げが行われている。

なお、管理職というのは4級、5級、6級、7級である。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ク 議案第25号 専決処分の承認について（令和7年度収支補正予算第1号）

ケ 議案第26号 専決処分の承認について（令和7年度収支補正予算第2号）

コ 議案第27号 専決処分の承認について（令和7年度収支補正予算第3号）

サ 議案第28号 専決処分の承認について（令和7年度収支補正予算第4号）

議案第25号から議案第28号までは、令和7年度予算の補正に係るものであるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

【議案第25号 専決処分の承認について（令和7年度収支補正予算第1号）】

「本補正は、東京都が実施する「介護人材確保・職場環境改善等事業」の補助金の交付決定を受けて、職員の人件費に充当する予算補正が必要となったので、専決処分にて予算を補正している。

3ページの収支補正予算書節科目集計、上段の「4 補助金等収入」の中の「2 東京都補助金収入（福祉局）」において、129万2,000円を増額し、下段の「8 訪問介護事業費」において、臨時雇賃金支出等で48万円、「9 在宅サービスセンター受託事業費」の臨時雇賃金支出等で41万円、4ページ上段の「11 デイサービスぷちぼあん受託事業費」の臨時雇賃金支出等で40万2,000円を、それぞれ増額補正している。

なお、補正日は令和7年7月4日である。」

【議案第26号 専決処分の承認について（令和7年度収支補正予算第2号）】

「本件は、広報紙で使用する用紙の価格高騰及びポスティング費用の高騰に伴って、予算補正が必要となったので、専決処分にて予算を補正している。

3ページの収支補正予算書節科目集計、下段の「2 機関紙・広報紙発行事業費」において、57万6,000円を増額している。その財源の出どころとして、上段の「4 相談事業管理費」で11万9,000円を減額し、最下段の「3 ホームページ事業費」にて25万7,000円を減額し、4ページの「5 普及啓発事業管理費」において20万円を減額し、補正している。

なお、補正日は令和 7 年 9 月 4 日である。」

【議案第 27 号 専決処分承認について（令和 7 年度収支補正予算第 3 号）】

「本件は、電気自動車の受贈についての予算の補正である。

こちらは資金の変動はないので、収支予算書には変更はない。1 ページ、収支補正予算書（正味財産増減予算書）、最下段の指定正味財産増減の部、「車両運搬具受贈益」で、115 万円を増額し補正している。

なお、補正日は令和 7 年 9 月 22 日である。」

【議案第 28 号 専決処分承認について（令和 7 年度収支補正予算第 4 号）】

「本件は、先ほどの電気自動車の充電設備を設置するに当たり、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金を活用したことから、専決処分にて予算を補正している。

3 ページの収支補正予算書節科目集計、上段の「2 国庫補助金収入」において 20 万円を増額し、「2 食事サービス事業費」において 6 万 8,000 円を増額、4 ページ中段の「1 食事サービス事業費」の「1 固定資産取得支出」にて 13 万 2,000 円を増額補正している。

補正日は令和 7 年 10 月 6 日である。」

議案第 25 号から議案第 28 号については、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

シ 議案第 29 号 令和 7 年度第 2 回臨時評議員会の招集について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第 18 条の規定により理事会の決議に基づいて理事長が招集することになっている。

このことから、令和 8 年 3 月 19 日（木曜日）午後 2 時より、令和 8 年度事業計画及び収支予算と、令和 7 年度決算見込（自主事業）について報告させていただくため、第 2 回臨時評議員会の開催についてをお願いするものである。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

(4) 報告事項

ア 報告第 4 号 運営状況の報告について

理事長より次のように報告があった。

「運営状況の報告」

「去る 1 月 9 日、両監事を招いて、第 2 回定例監査を実施した。11 月末までの事業進捗及び予算執行、会計処理等について確認をいただいたところである。

各事業の詳細は後ほど担当から説明があるが、令和 7 年度も概ね順調な成果が出ている。その陰には、猛暑・風雨等の悪天候もものともせず、日々、現場の業務・訪問に励んでくださった協力会員や、職員等の頑張りがあり、深く感謝をするところである。

令和 7 年度の世相を振り返ると、物価・人件費の高騰と、熊出没のニュースの絶えない年であったと思う。熊についてはともかく、物価・人件費の高騰については、公社においても、とりわけ住民参加型事業の将来を鑑みると、大きな不安要因であった。それを払拭し、今後の事業継続を考え、令和 8 年度、公社の利用料金並びに会員の報酬を引き上げる決断をしたわけであるが、令和 7 年度はその準備に労を尽くした年度であった。

大きな決断ではあったが、必ずやこれを公社の事業拡大につながるよう、職員一同で努めてまいる所存である。

上半期のうれしい出来事では、配食用の小型電気自動車の寄贈を受けたことが挙げられる。これは、長年にわたる公社の配食サービス活動が評価されたもので、10月に、寄贈元の公益財団法人みずほ教育福祉財団の理事長もご臨席のもと、贈呈式を行ったところである。

そのほか、年末にかけて、例年同様、調布市役所並びにその関連団体等を中心に、寄附のお願いを兼ねて回ってきた。公社の最近の活動報告もしてきた。

また、調布市の福祉関連5団体が出席し、例年12月に行われる「年末の調布市長訪問」の中で、公社の令和7年度の事業運営や、協力会員の方々の貢献、また令和8年度に予定をしている利用料金や会員報酬の引き上げ等について、報告をしてきたところである。」

常務理事より次のように報告があった。

「令和7年度の振り返りと課題」

「詳細は、資料1-1、「令和7年度の振り返りと課題」としてまとめているが、ここでは、ポイントとなる点を中心に説明する。

まず、令和6年度の位置づけであるが、デイサービス事業と自主事業の変革を円滑に進め、順調な軌道に乗せることが最大の使命であると考えていた。特に自主事業の収支均衡には最大の関心を払ったが、職員の頑張りが大きく、大変良好な結果が出た。また、他の事業についても、デイサービス事業の一部を除けば、概ね目標の達成ができた年度であった。

それを受けての令和7年度であったが、自主事業の経営安定を、より一段進めることが最大のテーマであり、現況においては、概ねそれも達成しつつあると総括をしている。実際、訪問介護事業・居宅介護支援事業の自主2事業の収支については、年度を通して大変順調に推移し、令和7年度の決算も、200万円程度の黒字を予想しているところである。また、懸念をしていた人員体制についても、両事業ともに、職務限定正社員を増員できたことに加え、居宅介護支援事業では、主任ケアマネジャー確保の見通しも立ち、磐石な経営安定に向けた体制整備が一段進められたと自己評価をしている。

個別の事業では、まずデイサービス事業は、残念ながら、稼働率の目標達成は大変に厳しい状況である。原因は縷々あるが、私自身の反省点としては、「担当任せにし過ぎた」という思いが強く、令和8年度中期計画の見直しをする中で、改めて、「選ばれるデイ」「通いたくなる市基準」をテーマに、公社全体で議論するとともに、公社全体の課題として、全ての職員が意識し、知恵を出し合えるように、例えば現在毎月定例で開催している経営会議等に組み込むなど、令和8年度は、課題への支援体制の強化を考えているところである。

住民参加型事業では、利用会員世帯数、協力会員数をともに増やせたことが、何よりも大きな成果であった。公社の核とも言える本事業を、将来にわたり継続させていくためには、不可欠な成果であったと自己評価をしている。

また、私自身の中では、令和7年度の2つ目の大きなテーマとして、「令和8年度からの利用料金並びに会員報酬の引き上げ」があったが、これについても道筋をつけること

ができたので、正直ホッとしているところである。

令和8年度は、この料金・報酬の引き上げが、住民参加型事業を沈下させてしまうことなく、むしろ、「協力会員が増え、事業が拡大し、利用会員が増える」といった流れをつくるのが大きなテーマになると考えている。職員にも、それを前提に令和8年度に臨むよう訴えているところである。

地域包括支援センター業務では、公社に限ったことではないが、職員の業務負担が過重になっている。圏域ごとに、プレゼンテーションで受託事業所を決定して以降、人員増がなされていない。かねてより、調布市との不定期な情報交換の場でも、課題として取り上げてきたが、令和8年度は、より声を大にして訴えたいと考えている。

令和7年度は、リニューアルしたホームページの活用が、少しではあるが、進んだ。外部の関係機関、同業者等からも、案外高い評価をいただいている。しかしながら、改善の余地はまだ多いので、これについても、令和8年度中期計画見直し作業の中で、知恵を出し合い、バージョンアップを図りたいと考えている。」

事務局より次のように報告があった。

「収支執行状況」

「資料2, 1ページの赤枠の部分、上段の「1 概要」であるが、令和7年4月から11月までの収入は4億6,601万円余、支出が3億1,925万円余、収支差額としては1億4,676万円余となっている。

「2 事業別」の集計で、「補助事業等」の表の最上段、賛助会員会費収入である。個別訪問や、郵便振込用紙付きの広報紙、またはシンカブル (Syncable) という寄附専用サイトの取組などが功を奏して、引き続き、堅調に推移をしているという状況である。ホームヘルプサービス利用収入は、住民参加型のホームヘルプサービスの利用世帯、利用回数は、数字的には横ばい、もしくは微増傾向にあるが、収入としては減少しているというのが近年の状況である。1回当たりの利用時間が、最低単位30分となっており、短時間のご利用が増えていて、トータルとしては時間数が減少している状況だと考えている。

支出の部、管理費人件費であるが、前年対比執行率増減は、20%増となっている。しかしながら、対予算額で見ると、令和7年度については、前年度と比べて予算額が大きく減っているということもあり、割合としてはすごく大きく出ているが、支出額で比較すると想定内の増加と捉えている。

受託事業、2ページの最下段、地域包括支援センター事業であるが、地域包括支援センター事業収入については、対前年比10%増となっている。こちらは、介護保険の要支援者を対象とした介護予防プランの受け持ち件数が増加していることと比例するものであるが、受け持ち件数の増加によって職員の負担増にもつながっており、懸念をしている。そのほか、受託事業全体としては大きく変動・変化はない。

5ページ以降は、節科目集計の表なので、後ほどご確認願いたい。」

「自主事業月次損益推移表及びモニタリングシート」

「資料3, 1枚目は4月～12月までの実績を入力している。2枚目は、その実績と、1～3月までの見込みを入力したものになる。

2枚目の訪問介護事業であるが、7月に嘱託職員1名を職務限定職員に、8月に登録型へ

ルパー1名を嘱託職員に任用替えを行い、安定した運営ができるよう体制基盤を整えた。目標件数も達成し、順調に推移している。

慢性的なヘルパー不足が長期化しており、解消には至っていない。引き続き重要な課題として捉え、今後も継続して募集・採用に努めていく。

右の赤字の合計で、訪問介護では198万円余の赤字を見込んでいる。

居宅介護支援事業では、9月末にベテランのケアマネジャー1名が退職したが、迅速な採用により2名の補充ができた。さらに、2月には主任ケアマネジャーの採用も予定している。ケアプラン数は順調に増加、安定した事業運営に努めていく。

居宅介護支援事業では、赤字の合計で、現在で1万円余の赤字を見ている。

自主2事業で、年間197万円余の赤字を見込んでいる。今後も収支バランスに注視して運営していく。」

「住民参加型サービス アンケート集計（途中報告）」

「資料4、ご利用者の方々へのご理解を深めるため、去る12月の機関紙「ほっとらいん」の発送と併せ、料金改定にかかるアンケートを実施した。送付数は、利用会員世帯312世帯、全員を対象とした。現時点において、115通の回答があった。

アンケートの設問としては、1の「現在のサービスにご満足いただいていますか？」に対しては、「満足」「ある程度満足」との回答が約97%となっている。

2の「今後のサービスの利用意向」についての設問では、「継続したい」との回答が約94%となっている。

料金改定については、ご利用者の方々に受け入れていただけるか最も懸念をしたが、アンケートの集計結果から、概ねご理解をいただけるものと受け止めており、安堵しているところである。

改定期は4月からとなる。少数ではあるが、料金改定に関する説明が不足しているとか、会費が高いのではないかという、肯定的ではないご意見もいただいているので、各担当のほうから個別に丁寧な説明を行い、ご理解をいただけるように、これからも努めていきたい。」

理事より、「自主事業が赤字というのは大変喜ばしい。これに関して従事されている方の人数は、何人か」との質問があり、事務局より、「居宅介護は現在6名である。2月から1人入るので7名になる。訪問介護は29名である」との答弁があった。

理事より、「ヘルパーさんは、何人ぐらい足りないのか」との質問があり、事務局より、「フルタイムで働いている人間が今5名で、残りは皆さん扶養範囲内で、年齢的にも結構行っただけなので、月に60～70時間ぐらいになるかと思う。本来であれば、フルタイムの人間があと2名は欲しい。年齢のところも見ていくと、これから減っていくことが明らかなので、何とかそこは採用していきたいところである。

登録型ヘルパーと言われる、扶養範囲内で働いている方は、私どもで定数管理をしており、今の登録型ヘルパーの定数上の欠員は6～7名ぐらいある。最も登録型のヘルパーがいたときから、退職等が続いて、現在は6～7名の欠員という、頭数としてはそういう状況になっている」との答弁があった。

理事より、「200万円の赤字というのは非常によいが、人が足りない状態でも赤字だと、人が充足された場合は、構造的にあまり喜ばしい状況ではない。その辺はどうか」との質

問があり、事務局より、「仕組みとしては、職員が増えるごとにお客様を取りに行くので、収入が増える。それに対して支払いを行うので、黒字が急に減っていくということはない。

この地区は高齢者が多く、ゆうあいだけで賅っているわけではない。いろんな事業所が取りにいて、それぞれがこの地区を賅っている。ゆうあいが積極的に営業活動をして、もっとたくさんお客さんが取れば、うちの収入はもちろん増える。やれる人がいさえすれば、もっと稼げる」との答弁があった。

理事より、「自主事業が黒字でよかった。介護報酬が下がって、訪問関係が維持できてやっているというのは、非常にすばらしいと思った。非常に頑張られているのではないか。デイサービスのほうが、なかなか厳しいものがあると思うが、月の初めとか、終わりとか、曜日で、人数が偏ることがあるのかどうか。来る、来ないとか、あるかどうか、お伺いしたい」との質問があり、事務局より、「実際に曜日によって人数が違ったりはするが、それほど大きく影響はしていない」との答弁があった。

理事より、「非常に寒い時期とか暑い時期があるので、大変ではないかと思うが、バスストップ方式になっていて、ドア・ツー・ドア方式というのは考えないのか」との質問があり、事務局より、「市基準で考えられる状態像というのが、外にお買い物に行ける、通院にひとりで行ける方々が主な利用者像になっている。ここに来ること自体も、あるいはバスストップ先に行くこともリハビリという考えでやっている。ドア・ツー・ドアをされるのであれば、市基準ではなく国基準、普通のデイサービスに行かれたほうがよいのではという形でやっている」との答弁があった。

報告のとおり、了承された。

イ 報告第5号 令和7年度上半期苦情解決状況について

事務局より次のように報告があった。

「令和7年4月から9月までの6カ月間で申し出があった苦情はなかった。引き続き、苦情の発生に至らぬよう、事業活動や法人運営に努めていく。」

報告のとおり、了承された。

ウ 報告第6号 令和7年度上半期事故報告について

事務局より次のように報告があった。

「報告対象期間は、令和7年4月から9月までの6カ月間で、発生した事故件数は12件である。

ホームヘルプサービス事業で3件、食事サービス事業で4件、国領デイサービス事業で2件、デイサービスぶちぼあん事業で3件である。

事故の概要としては、車両による接触・物損等が5件と最も多く、そのほか、物損でサービスが2件、通勤が2件という内訳になっている。

今後、令和8年4月から自転車の交通ルールの見直しが予定されている。違反や事故に対する行政指導や罰則も強化されることが想定されることから、情報共有や、マニュアル整備の徹底に加え、交通安全教育の実施に取り組んでいく。」

理事より、「食事サービス事業の3番目のところで、賞味期限切れを勘違いされて、大慌

てになったようだが、そんな賞味期限切れになるかもしれないものを使っているのか」との質問があり、事務局より、「賞味期限に関しては、例えば乾物のお豆とか、マヨネーズとか、ケチャップとか、調味料の点数が多いもので、あまり減らないとどうしても切れてしまうようなこともあるということで、未然に終わったが、十分気をつける」との答弁があった。

副理事長より、「調理の方たちは人数ぎりぎり、その時間内に作らなければいけないので、慌ててしまうため、深呼吸をして、皆さんで協力し合っていてやっているが、大変なところだということをご承知おき願いたい」とのコメントがあった。

報告のとおり、了承された。

(4) 協議事項

ア 協議第 1 号 令和 8 年度事業計画（素案）について

事務局より次のように説明があった。

「1 ページ、公社の理念と基本方針については、例年と同様なので割愛する。

2 ページから 4 ページ下段にかけて、令和 7 年度の振り返りと課題についても、先ほどの報告第 4 号、運営状況の報告で説明をした。

4 ページ下段から 7 ページにかけては、令和 8 年度の運営方針である。

令和 8 年度は、第 3 次中期計画の中間年であることから、前半期 3 カ年の振り返りと、それを踏まえての、後半期 3 カ年の計画や目標等の修正作業が公社の大きな課題となる。ベースにある日本社会の実情は「少子高齢化」であるが、加えて、近年の地震・風水害等の教訓から改めて感じるのは、平時における「地域づくり・支え合いの体制づくりの重要性」である。

中期計画の前半期に、公社では BCP を整備し、訓練等にも取り組んだ。後半期の計画では、その視点も加味した議論を行い、見直しに取り組みたい。」

「(1) 法人運営」

「令和 8 年度、公社では住民参加型事業の利用料金と、会員報酬の引き上げに踏み切る。昨今の物価の高騰と人材不足に鑑みての措置であるが、大変に重い決断であった。

幸い、12 月に実施をした利用会員へのアンケートでは、大半の回答が、大変に好意的で意を強くしたところであるが、公社としては、これを機に協力会員を増やし、住民参加型事業の幅を広げ、利用会員を増やすことがねらいであり、それが結果として、住民参加型事業の安定した継続や拡大につながるものと信じているところである。

デイサービス事業では、稼働率の向上は大変に重い課題で、これまでも重点的な取組を行い、目標値をクリアする時期もあったが、短期間に終わり、その継続が難しい状況である。そうした点も踏まえ、令和 8 年度は、担当部署を毎月定例の経営会議等のメンバーに加えるなどの方策をとり、公社共有の経営課題として、公社全体に広く対応策を問いかけていく。

自主事業では、公社の位置する地域特性として、高齢者・高齢世帯が多いことが挙げられる。したがって、訪問介護事業・居宅介護支援事業ともに、介護保険サービス全般に対する需要も高いため、公社が人員体制を整え、しっかりとニーズの掘り起こしができれば、安定した事業継続が可能である。

令和 8 年度は、令和 7 年度で進めた人員体制の整備をさらに一段進め、収支の安定をより強化したいと考えている。

令和 8 年度は、第 3 次中期計画の見直し年度に当たる。各係で前半期を検証、総括し、それを踏まえた計画や目標等の修正・見直しを行い、後半期の事業運営につなげられることを考えている。」

「(2) 事業運営」

〈A 地域共生社会の実現、孤立・孤独防止〉

「孤立・孤独については、令和 7 年度に福祉講演会のテーマとして取り上げたところ、想定以上の申し込みがあり、市民の皆様の関心の高さを改めて実感したところである。こうした反響を受けて、令和 7 年度、「つながりサポーター養成講座」など、新たな取組にもチャレンジしている。

近年、孤立・孤独は、高齢期に限らず、子育て、就労、介護など、人生のあらゆる段階で、誰にでも生じ得る課題として社会からも注目されている。こうした状況を踏まえ、公社としても、従来から大切にしてきた「人と人とのつながり」「地域とのつながり」を基盤に、支援につながるための入り口づくりや、つながりを生み出す架け橋となるような役割を引き続き担っていきたいと考えている。

令和 8 年度においても、地域福祉コーディネーターや民生児童委員、関係団体とも連携しながら、地域全体で孤立・孤独を防ぐ取組を進め、誰もが安心して暮らし続けられる地域を目指して取組を進めていく。」

〈B ケアラー支援〉

「昨今、ケアラー支援については社会的認知が進みつつあると感じており、当事者や関係機関・団体から、公社にも様々な相談が寄せられるようになってきた。一方で、実際に相談につながる方々はごく一部にとどまっていると受け止めており、ケアを担っている方や困難な状況にある方々が、支援につながらないまま潜在的に存在し、孤立しやすい状況に置かれているという課題は、依然として大きいものと認識している。

こうした状況を踏まえ、令和 8 年度も、ケアラー支援マップ、ケアラーサポートブックなどによる普及啓発や、ケアラーサポーター養成講座、ケアラー相談事業の取組などを通して、関係団体の皆様とも連携しながら、相談につながるきっかけづくりや、孤立を防ぐ取組を継続的に進めていく。」

〈C 認知症支援〉

「令和 7 年度は、新たな取組として、若年性認知症の当事者及び家族を対象とした「集い」を 2 回開催した。本事業は、当事者や家族の抱える気持ちを、当事者や家族同士で話すことで、孤独感や孤立感を軽減するとともに、当事者同士の横のつながりをつくる目的で行った。

参加者からは、「今後も継続してほしい」「同年代の当事者や家族と過ごす時間が希望になった」といった声も寄せられている。特に、当初は参加に消極的であった当事者が、「会を通して前向きな気持ちに変化があった」、「また参加したい」といった発言が見られたことや、家族が、「不安や孤立感を和らげ、勇気を得られた」という声が聞かれ、当事者・家族双方にとって重要な支えとなっていることを感じた。

こうした反響を踏まえ、令和 8 年度も若年性認知症の当事者及び家族が、安心して気持

ちを共有し、孤立を防ぐことができる場として、本事業の継続を予定している。
併せて、認知症サポーター養成講座及びチームオレンジの取組についても、引き続き関係機関と連携しながら、市民の理解促進と地域における支援体制の充実に取り組んでいく。

デイサービス事業については、稼働率や利用者数にも留意しつつ、利用者や家族から選ばれる事業所運営に努めていく。」

〈D フレイル・介護予防支援〉

「令和 8 年度は、デイサービス事業における総合事業通所型サービス（市基準）を軸に、フレイル・介護予防支援を進めていく。

具体的には、実施するプログラムや提供する情報を定期的に見直し、より効果的な介護予防の取組を推進するとともに、バスストップの拡充や広報を強化し、利用者の拡大を図る。

また、市基準の事業を通して得られた知見や気づきを、地域へ還元する方策についても検討し、地域全体の介護予防力の向上に努めていく。」

理事より、「住民参加型サービスアンケート集計で、意見・要望があり、働いている方の「800円ではかわいそう」とあった。現状は800円から1,000円になっているので、非常によかった。

食事サービスで、一食750円の料金を850円にということで、100円上がる。確かに食材、米なども上がっているが、100円上がったことについて、例えばアンケートのようなものを行ったのか」との質問があり、事務局より、「12月の「ほっとらいん」の送付時に、ご利用者の方にはご利用料金の値上げと、協力会員の方には会員の活動報酬の引き上げをご案内し、かつ、それに対するご意見をアンケートという形で実施をした。

資料4の「継続したい」というのは、料金が上がっても継続したいということである。そういう意味では、料金が上がってもこのままとっていただけることが確認できたということである」との答弁があった。

理事より、「市内で食事サービスをしている事業者同士での協議会か懇談会のようなものをこちらで何回かやっている」と以前聞いたが、今でもやっているのか」との質問があり、事務局より、「やっている」との答弁があった。

理事より、「特別食、嚥下食を間違えて配達しないように、今ボランティアの中でもいろいろ議論が進んでいるが、ほかの事業者の中で、こんな工夫をしているとか、情報がもしあるようならば、参考にしたい。せっかくボランティア組織の委員会があるので、情報をいただくことは可能か」との質問があり、事務局より、「年に一回、食事サービス連絡会で、外部の事業者さんも呼んで、配食担当の方々が来てくださる。雪が降ったときの対応とか、安否確認の仕方とか、誤配に対する対応とか、テーマを設けながら行っている。そういった部分の工夫などは、都度、食事担当とも確認しながら進めていきたい」との答弁があった。

理事より、「デイサービスの利用者数の説明があったが、今年の夏はとても暑かったりで、そういう天候でいらっしゃらない方が増えたと。来年度だってもっと暑くなるかもしれない。これから涼しい夏が来るとは思えないことを考えたときに、17ページで、バスストップの拡充を、令和11年度に8カ所を目指す」とあるが、令和8年度は3カ所で、1

カ所だけしか増えない。いくらご自分で来られる方であっても、普通の方でも、あんなに暑かったら出かけない方が多い。予算のこともあるかと思うが、そういう手だてを、前倒しで考えていくというのはいかがか」との質問があり、事務局より、「歩いて来られている方を、夏場だけバストップでというのも実際にやっている。令和 11 年度に 8 カ所といいながらも、今も 3 カ所、4 カ所広げていきたいのだが、実は利用相談がなく、広がっていかないのが現状である。結局その方面の方からの相談がなければ、そこに車を出すという設定ができない。実際行ける態勢にはいつでもなっている」という答弁があった。

理事より、「もう少しパイを広げようと思うなら、そこも含めて PR していくというのはいかがか」との意見があり、事務局より、「頑張っていていく」との答弁があった。

説明のとおり、了承された。

イ 協議第 2 号 令和 8 年度収支予算（素案）について

事務局より次のように説明があった。

「8 ページの「1 概要」、上段の補助事業であるが、住民参加型事業・普及啓発事業・公社運営管理費等に要する経費として、2 億 6,478 万円余を計上した。

受託事業では、在宅サービスセンター事業・地域包括支援センター事業等に要する経費として、2 億 7,108 万円を計上した。

自主事業では、訪問介護事業・居宅介護支援事業で、9,509 万円余を計上した。

合計すると、収入と支出でともに 6 億 3,220 万円余となる。「増減」というところが対前年比との予算差になるが、6,686 万円余の予算増額となっており、主な増要因としては、昨今の正規職員の給与改定、また非常勤の給与に影響する最低賃金の改正などによる人件費の増加によるものと考えている。現時点においては、見積ベースの試算であるので、今後、補助金・委託金の内示などを踏まえて、より現実的な精査を行っていく。

1 ページ、正味財産増減予算書で、経常収益合計は 6 億 2,881 万円余、3 ページ、経常費用合計は 6 億 3,122 万円余を見込んでいる。

この結果、当期経常増減額は、241 万円余のマイナスであるが、これは収支によるマイナスではなく、減価償却費の影響によるマイナスということで見込んでいる。

その他帳票については、後ほどご確認願いたい。」

理事より、「1 ページ目の 6 番のところに受取寄附金というのがある。これはどういうところからのものか」との質問があり、事務局より、「受取寄附金というのは、公社のほうで、ホームページでも「ほっとらいん」等でもそうであるが、寄附と賛助会費と、税法上は同じ寄附扱いで、2 つの入り口がある。寄附者から、これは賛助会費としてである、これは寄附としてであるという、通常の小口の現金寄附のようなイメージを、この 50 万円として捉えている」との答弁があった。

説明のとおり、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。